⑸　その他
①　２⑷に掲げる諸証明書については、複写機等による写しをもって代えることができる。
②　２⑷に掲げる添付書類のうち添付することが著しく困難であると認められる書類がある場合には、当該書類の記載の事実を確認できる他の書類をもって代えることができる。
③　申請書類は、日本語で作成すること。なお、添付書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を添付すること。
④　添付書類のうち、金額表示が外国貨幣額の場合は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

３　競争に参加することができない者
⑴　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構契約事務取扱要領（2004年（財経）要領第１号）第５条の規定に該当する者
⑵　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構契約事務取扱要領第６条の規定に該当すると認められる者でその事実があった後２年を経過しない者
⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者
⑷　申請書若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑸　業務等に関し法律上必要な資格を有していない者
⑹　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構工事請負契約に係る指名停止等措置要領（2004年（財経）要領第28号）第２条第１項に定める指名停止措置が講じられている者（当該指名停止措置の期間に限る。）
⑺　国又は政府関係機関等から補助金交付の停止又は契約に係る指名停止等の行政処分を受けている者
⑻　建設工事に係るものについては、建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（定期審査の申請にあっては経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日が令和５年７月29日以降のもの、随時審査の申請にあっては経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日が一般競争（指名競争）参加資格審査の申請をする日の１年７か月前の日より後のものに限る。）を受けていない者

４　競争参加者の資格審査　競争参加者の資格審査は、上記の申請書及び申請書の関係書類等に基づき、当機構のホームページ等に掲げる審査方法により行う。

５　資格審査決定の通知　「資格決定通知書」により申請者に通知（郵送）する。

６　資格の有効期間　令和７年４月１日から令和９年３月31日までとする。なお、２⑵により随時申請した場合は、資格認定の日から令和９年３月31日までとする。

７　その他
⑴　申請内容の変更　有資格者は、申請内容に変更があった場合には、「一般競争（指名競争）参加資格申請書変更届」（以下、「変更届」という。）に添付書類各１部を添え、別記に掲げる場所に郵送により提出すること（変更届の入手方法は、申請書と同じ。）。なお、変更届の受付の写しの返送を希望する場合には、長形３号の封筒に送付先を記載の上、返信に必要な額の切手を貼付すること。
⑵　会社更生法及び民事再生法に基づく更生手続開始の決定等を受けた者（有資格者）の手続　有資格者が、「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類各１部を添え、別記に掲げる場所に速やかに郵送により提出すること。
①　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書の写し
②　許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類
③　上記②に伴う変更届
⑶　合併・分社・廃業　有資格者に合併、分社又は廃業があった場合は、変更届に添付書類各１部を添え、別記に掲げる場所に郵送により提出すること。
⑷　令和６年能登半島地震に係る一般競争（指名競争）参加資格審査の特例　能登半島地震の影響を受けた建設業者（令和６年能登半島地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第２条第１項に規定する災害発生市町村の区域（石川県の区域に限る。）内に主たる営業所を置く建設業者であって、事業年度が令和５年10月29日から令和６年８月30日までの間に終了するもの）について、令和６年９月１日から令和７年３月31日までの間における３の競争に参加することができない者⑺の規定の適用については、３の競争に参加することができない者⑺中「令和５年７月29日以降」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査の申請をする日の１年７か月前の日より後」とあるのは、「令和４年10月29日以降」とする。

別記　郵送による提出場所
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
九州支部　総務部　契約課
〒812―0011 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目19番24号大博センタービル10階
電話092―411―7832（ダイヤルイン）

競争参加者の資格に関する公示

徳島大学（蔵本）基幹・環境整備（特高受変電設備その他）工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）としての競争参加者資格審査を得ようとする者の申請について次のとおり公示します。

令和７年１月14日
国立大学法人徳島大学長　河村　保彦

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　36

１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　徳島大学（蔵本）基幹・環境整備（特高受変電設備その他）工事
⑶　工事場所　徳島県徳島市蔵本町２丁目50番地の１（国立大学法人徳島大学蔵本団地構内）
徳島県徳島市蔵本町３丁目18番地の15（国立大学法人徳島大学蔵本団地構内）
徳島県徳島市庄町１丁目78番地の１（国立大学法人徳島大学蔵本団地構内）
⑷　工事内容　本工事は、蔵本地区構内にある維持管理センター及び特高受電室の設備機能をエネルギーセンター棟へ移転し、既設各棟への配線接続替えを行うものである。
⑸　工期　契約締結日の翌日から令和９年３月31日（水）まで
⑹　使用する主な資機材　特別高圧引込開閉盤１面、特別高圧受変電設備１式（特別高圧変圧器２台他）、直流電源装置１式、拡声設備１式、火災報知設備１式、中央監視設備１式、昇降機監視設備１式、特別高圧・高圧・低圧・制御ケーブル１式

２　共同企業体競争参加資格審査申請書の受付期間　令和７年１月14日（火）から令和７年２月３日（月）までの９時00分から17時00分まで（土曜日、日曜日、祝日及び休日を除く。）

３　共同企業体競争参加資格審査申請書の受付場所　〒770―8501 徳島市新蔵町２丁目24番地
国立大学法人徳島大学施設マネジメント部施設企画課施設総務係　電話088―656―7056
E-mail：fmsoumu@tokushima-u.ac.jp

４　資格審査申請方法等　記３の受付場所で、記２の受付期間にて、共同企業体として資格を得ようとする者に作成要領を交付する。

５　共同企業体の構成・構成員の出資比率及び構成員の技術的要件等　次に掲げる条件を満たしている者により構成される共同企業体であること。
⑴　国立大学法人徳島大学契約事務取扱規則第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　文部科学省において電気工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更正手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）1,100点以上であること。（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、950点）以上であること。